



# 産業

## 産業

問 産業建設課 産業係 ☎64-1124(内線253)

### 鳥獣害対策

#### ▶サル・イノシシ・シカ用の防護柵(ワイヤーメッシュ柵・電気柵等)を設置する場合

- ❖対象者 各集落単位の農業者団体
- ❖事業内容 国庫事業 資材経費の定額補助  
県単独事業 資材経費の2/3を補助

#### ▶アライグマの被害で困っている場合

- ❖対象者 アライグマを見かけた方、アライグマによる農作物に被害がある方
- ❖事業内容 町の方でアライグマ用捕獲檻を貸し出します。(1ヶ所につき1基、2週間程度)捕獲檻にアライグマがかかった場合、産業建設課までお知らせください。

### 農地の貸借・権利移動・転用等

問 湯浅町農業委員会事務局 ☎64-1124

#### ▶農地の貸し借りをしたい場合

- ❖対象者 農地を貸したい方  
農地を借りたい方
- ❖事業内容 農地法による農地の貸借(権利の設定)については農業委員会の許可が必要です。産業建設課内農業委員会事務局までお問い合わせください。また、条件によっては農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画による貸借期間を設定することにより貸し借りができるようになります。

#### ▶農地を農地以外(転用)にしたい場合

- ❖対象者 農地を転用したい方
- ❖事業内容 農地を農地以外にするには農地法による農業委員会の許可が必要です。産業建設課内農業委員会事務局までお問い合わせください。

### 新規就農される方への支援

- ❖対象者 独立自営就農時の年が原則49歳以下の方
- ❖事業内容 自ら作成した経営開始計画(5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画)に即して主体的に農業経営を行う者に対して国から給付金を支給。

### 山林の樹木の伐採

#### ▶所有している山林の樹木を伐採したい場合

- ❖対象者 樹木を伐採される方
- ❖事業内容 森林計画区域内の樹木を伐採する場合は伐採届を提出してください。  
※森林計画区域内外の確認は産業建設課までお問い合わせください。

## 商工

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

### 新たな特産品等の開発支援

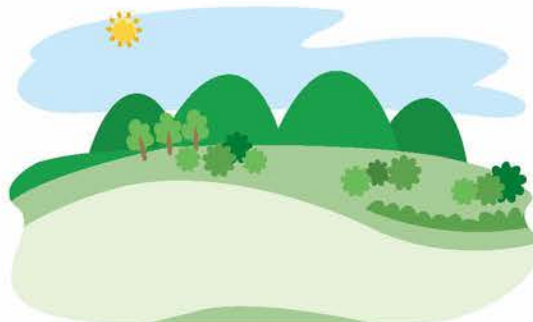
町の魅力を発信できる新たな特産品等の開発を支援します。

- ❖補助金の交付額 10分の10(上限50万円)  
補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。

### 起業の支援

町内で新たに起業する方を対象に支援します。

- ❖補助金の交付額 10分の10(上限100万円)  
補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。



産業